

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	東京都職員共済組合における、 短期給付業務等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都職員共済組合は、短期給付業務等における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい等が発生するリスクを軽減させるため、番号利用法及び個人情報保護関係法令を遵守し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都職員共済組合

公表日

令和4年10月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	短期給付業務等に関する事務
②事務の概要	<p><制度内容> 東京都職員共済組合(以下「当組合」という。)では、地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号。以下「地共済法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに組合員の健康の維持・増進及び組合員が受ける医療の質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>その目的を達成するため当組合では、地方公共団体と組合員の代表による事業・運営計画の策定、掛金の徴収、短期給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、組合員への広報活動等を行っている。</p> <p>また、医療保険者等(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団)と共同して「組合員等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「組合員等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が地共済法に盛り込まれ、組合員の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、組合員の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。</p> <p>当組合の組合員は、地共済法第3条の区分に従い、①地共済法第2条に規定する職員である組合員及びその被扶養者、②退職する日の前日まで引き続き一年以上組合員であった期間があり、任意に継続希望を申し出た者(任意継続組合員)及びその被扶養者で、いずれも後期高齢者医療保険の適用年齢75歳に到達すると組合員の資格を喪失する。</p> <p><事務内容> 当組合が行う事務のうち、番号利用法別表第一の第39項「地方公務員等共済組合法による短期給付の事務」について、組合員の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。</p> <p>1.資格確認事務(組合員への短期給付や掛金徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)組合員資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び資格関係情報等の参照</p> <p>(2)所属機関又は組合員から個人番号が入手できない場合や個人番号又は基本4情報(氏名、性別、生年月日及び住所をいう。以下同じ。)を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を入手(※1)</p> <p>(3)組合員証の再発行や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照</p> <p>(4)平成30年5月以降、情報連携のために組合員の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新</p> <p>(5)他の医療保険者等から異動してきた組合員やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認。また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認(※2)</p> <p>(※1)地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や基本4情報入手は、平成30年7月以降は中間サーバー等を介して照会する。</p> <p>(※2)従前に加入していた医療保険者等への情報照会は、被保険者枝番を用いて支払基金の中間サーバー等内で行う場合と情報提供ネットワークシステムを利用して他情報保有機関から行う場合の2パターンがある。</p> <p>2.短期給付事務(組合員への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)法定給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、被保険者枝番を用いて、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認(※3)</p> <p>(2)情報連携のために、組合員の給付関係情報を中間サーバー等に登録</p> <p>(3)短期給付の支払いに当たって、公金受取口座情報を照会し利用する。</p> <p>(※3)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、支払基金の中間サーバー等を介して行う。</p> <p>※今般の評価書の前提 地方公務員共済組合の保有する「特定個人情報ファイル」は、番号利用法第28条第1項において、その他の個人情報保護委員会規則で定めるもの(「特定個人情報保護評価に関する規則」第4条第5号)に該当するものとして、同法第28条に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていない。しかしながら、当該特定個人情報保護評価の目的を鑑み、当組合は任意で特定個人情報保護評価を実施することとする。</p>

③システムの名称	(1)個人番号管理システム (2)短期給付システム (3)中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番39 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第30条の2 ・地方公務員等共済組合法 第144条の33 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第一 項番19、73の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番58 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・地方公務員等共済組合法 第144条の33 第1項及び第2項 <p>当組合は、地共済法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都職員共済組合事務局 年金保険部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都職員共済組合事務局 管理部 総務課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話番号03-5320-7307
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都職員共済組合事務局 年金保険部 医療保険課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話番号03-5320-7322

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事業の概要 <事業内容>2.短期給付事務	—	(3)短期給付の支払いに当たって、公金受取口座情報を照会し利用する。	事前	重要な変更のため
令和4年10月5日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法 第19条第7号	番号利用法 第19条第8号	事後	重要な変更のため
令和4年10月5日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	東京都職員共済組合事務局 管理部 総務課 〒162-0052 新宿区戸山3-17-1 電話番号03-3232-4706	東京都職員共済組合事務局 管理部 総務課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話番号03-5320-7307	事後	重要な変更のため
令和4年10月5日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	東京都職員共済組合事務局 年金保険部 医療保険課 〒162-0052 新宿区戸山3-17-1 電話番号03-3232-4723 電話番号03-3232-4706	東京都職員共済組合事務局 年金保険部 医療保険課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話番号03-5320-7322	事後	重要な変更のため